

清須市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）

清須は、織田信長ゆかりの清洲城があり、その城下は当時、尾張地方の経済、文化の中心として栄え、その後、美濃路を中心に宿場町や青物市場として発展した。明治以降は、急速な鉄道網の発達による小規模な工場立地が始まり、大正・昭和期には、現在も創業を続ける大企業が立地し、製造業を中心とした経済基盤が確立した。大企業の創業は、関連する中小企業及び小規模企業の立地、拡大につながり、現代清須の大部分を占める中小企業及び小規模企業は、製造業からサービス業、小売業に至る様々な分野において、市内経済を支えるとともに、労働の場の提供など、地域社会にとって重要な役割を果たし、清須の発展に大きく貢献している。

また、尾張平野のほぼ中央に立地し、豊かな水辺環境に恵まれるとともに、名古屋市に隣接し、鉄道網や道路網により広域交通の利便性に優れたまちである。

中小企業は、わが国の企業の大多数を占め、本市においても地域経済循環の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造で大きな役割を果たしている。近年、経済の国際化の進展、企業間競争の激化に加え、少子高齢化、人口減少、消費構造の変化等、中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は大きく変化しており、生産性向上、人材確保、事業承継等が大きな課題となっている。

こうした中、本市をはじめ関係機関は、地域経済をけん引し、社会貢献を果たし、雇用を支えるなど多様な役割を担う中小企業及び小規模企業の存在や重要性に対する認識を共有し、自ら努力する中小企業及び小規模企業とともに、その振興を図るため、ここに条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業等の振興に関し基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 支援機関等 中小企業等の支援を行う機関及び団体(商工会及び金融機関を除く。)をいう。
- (5) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫その他金融業を営むもののうち、市内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
- (8) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で市民活動等を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、市議会、中小企業等、大企業、商工会、金融機関、支援機関等、教育機関及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業等の実情を把握するとともに、中小企業等の意見を反映し、社会経済情勢の変化に対応した適切な中小企業等の振興に関する施策を実施するものとする。

(中小企業等の努力)

第5条 中小企業等は、社会経済情勢の変化に対して自らの創意工夫のもと、新たな事業の展開、販路の開拓等に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むよ

う努めるものとする。

- 3 中小企業等は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

（商工会の役割）

第6条 商工会は、中小企業等の経営の改善及び経営の革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

- 2 商工会は、中小企業等の的確な実態把握に努め、商工会自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携に努めるものとする。
- 3 商工会は、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（支援機関等の役割）

第7条 支援機関等は、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の改善及び向上の取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 支援機関等は、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第8条 大企業は、地域社会の一員としての社会的役割を果たすとともに、中小企業等が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

- 2 大企業は、中小企業等が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第9条 金融機関は、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の改善及び向上の取組を促進するため、円滑な資金融資、経営相談等の支援を行うよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第10条 教育機関は、基本理念にのっとり、職場体験活動等を通じたキャリア教育の推進、次世代の地域の産業経済を担う人材の育成により、中小企業

者の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、中小企業等の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業等の発展に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業への配慮)

第12条 市は、小規模企業に対して中小企業等の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業の実情に配慮するものとする。

(施策の基本方針)

第13条 市は、中小企業等の振興に関する施策の策定及び実施するにあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。
- (2) 中小企業等の人材の確保及び育成を支援すること。
- (3) 中小企業等の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業等の経営の安定及び経営の革新を図ること。
- (5) 中小企業等の産学官連携の促進を図ること。
- (6) 中小企業等の創業の促進を図ること。
- (7) 中小企業等の事業承継の円滑化を図ること。
- (8) その他中小企業等の振興を図ること。

(意見の反映等)

第14条 市は、中小企業等振興施策の推進にあたっては、当該施策に中小企業等の意見を反映させるため、中小企業等と当該施策に関する情報及び意見を交換するための場を年1回以上設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。